

# 令和元年 第10回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年10月2日(水)午後3時00分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 恒松 直之

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画(新規)の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について

報告第1号

農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

- (1) 農地法第3条の3の規定による届
- (2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届
- (3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

日程第3 その他

出席委員 6名

※ 番号は議席番号

1番 齋藤 孝一

2番 佐藤 進蔵

3番 園田 喜久男

5番 星野 賢一

6番 久保 賢一

7番 浜川 和久

欠席委員 1名

※ 番号は議席番号

4番 恒松 直之

出席職員 事務局長 久恒 美千代 補佐 藤本 智美  
午後3時20分 開会

(局長) 只今から令和元年第10回別府市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会の出席委員数は6名で、委員定数7名に対し、過半数を超えていますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、恒松会長は都合で欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

よって、本日は、総会会議規則23条第1項の規定により浜川職務代理者が議長として議事を進行いたします。

ここでお願いがございます。

議案に上程いたしました案件について質問等がございましたら、挙手をしていただき、議長の承認のうえ、発言していただきたいと思っております。

それから、総会の開会中は携帯をマナーモードにするか電源をお切り下さいますようお願いいたします。また、やむを得ず離席する場合は、議長の許可を得て下さい。

よろしく申し上げます。

それでは、浜川職務代理者、よろしくお願いいたします。

(会長) それでは、定期検討会、推進会議に引き続きましての総会となります。活発な意見が出されまして、大変お疲れのところ、よろしくお願いいたします。

それでは、恒松会長に代わり、私が議長を務めさせていただきます。

先月は、うきは市の研修視察、それから月末は山香での東部地区セミナーへの参加、大変お疲れ様でございました。皆様方がそれぞれ研修やセミナーを通じて、他市町村の状況や活動を学び、一定の成果が得られたものと思っております。

10月に入り、少しずつ朝晩は涼しくなってきましたが、日中はまだまだ暑い

日が続いております。台風18号の影響も気になるところでございますが、いよいよ稲刈りシーズンとなり、忙しい中にもうれしい実りの秋ということになります。

お忙しい日々が続きますが、体調には十分にお気をつけいただきたいと思います。

それでは、議案について事務局から説明をお願いします。

(局長) 本日の総会議案についてご説明させていただきます。お手元に配布いたしております、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画(新規)の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について、(1)「農地法第3条の3の規定による届」が4件、(2)「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届」が3件。(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届」が4件、となっております。

それでは、総会会議規則第7条及び第23条により、会長の職務代理者である浜川委員に議長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

(議長) それでは、本日の総会は、総会会議規則第7条及び第23条により、私が会長の職務代理者として、議長を務めさせていただきますのでよろしく願いいたします。

それでは、これより会議を開きます。

本日の総会議事録署名委員の選出について、私のほうから指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) はい。

(議長) ご異議がないようでありますので、1番 齊藤委員 2番 佐藤委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、議事にはいります。

議案第 1 号につきましては、〇〇〇〇の申請に基づいた審議でございます。別府市農業委員会総会会議規則第 13 条により、〇〇〇〇の退席をお願いします。

(〇〇〇〇退出)

議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画(新規)の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」事務局から説明をして下さい。

(事務局) ご説明いたします。

議案の 1 ページ目をお開き下さい。

議案第 1 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項による農用地利用集積計画(新規)の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画の意見について」

番号 1 土地所有者 別府市古賀原△△-△△ 〇〇〇〇

借受人 〇〇〇〇

借受人 別府市大字鶴見△△番地の△△ 〇〇〇〇

区分 農振地域・農用地区域です。

賃借権を設定する土地 大字内成字コカノ原△△番△△原野(畑) △△㎡

賃貸料(10 a 当たり) △△円

借受後の経営 唐辛子等の栽培

機構借受期間 2019 年 12 月 1 日から 2029 年 11 月 30 日までの 10 年です。

選定理由 公募に応募した者とマッチングした結果、条件等が適合したため、ということです。以上です。

(議長) はい、只今事務局の説明が終わりました。議案第 1 号について、何かご意見はございませんでしょうか。

(各委員) なし。

(議長) それでは異議もないようですので、議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（新規）の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画の意見について」は、承認することに決定いたしました。

それでは、〇〇〇〇の入室を許可します。

(〇〇〇〇入室)

議案第1号は、審議の結果承認されましたので報告いたします。

(星野委員) 6月に合同会社〇〇〇〇を設立しまして、別府市の認定も取れました。結果として、こういった形で、中間管理機構を使って、農地を買えることが、まあうちの会社にとってもいいだろうと言うことで、ありがとうございました。

(議長) ありがとうございました。

次に、報告第1号「農業委員会規定第9条の規定による専決事項の報告について」です。事務局の一括説明を求めます。

(事務局) はい、それでは議案の2ページから7ページまで一括説明をさせていただきます。報告第1号「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について」です。

(1) 農地法第3条第3の規定による届

番号1

申請人 大分市千代町1丁目△△番△△-△△号 〇〇〇〇

権利を取得した者 〇〇〇〇

前所有者 〇〇〇〇

区分 市街化区域

申請の土地 照波園町△△番△△ 田（駐車場）△△m<sup>2</sup> 外5筆 合計△△m<sup>2</sup>

登記年月日 令和元年6月18日 相続による登記です。

取得した権利は所有権

あっせん等の希望はありません。

届出年月日 令和元年8月29日です。

5 ページ目

### 番号2

申請人 別府市石垣西6丁目△△番△△号

権利を取得した者 ○○○○

前所有者 ○○○○

区分 市街化区域

申請の土地 石垣西6丁目△△番 畑（畑）△△m<sup>2</sup>

登記年月日 令和元年8月20日 相続による登記です。

取得した権利は所有権

あっせん等の希望はありません。

届出年月日 令和元年9月5日です。

### 番号3

申請人 石垣西7丁目△△番△△号

権利を取得した者 ○○○○

前所有者 ○○○○

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字墓堂△△番△ 畑（駐車場）△△m<sup>2</sup> 外2筆 合計△△m<sup>2</sup>

登記年月日 令和元年8月20日 相続による登記です。

取得した権利は所有権

あっせん等の希望はありません。

届出年月日 令和元年9月5日です。

4 ページをお開き下さい。

番号4

申請人 別府市大字内成△△番地の△

権利を取得した者 ○○○○

前所有者 ○○○○

区分 農振地域・農用地区域

申請の土地 大字内成字コカノ原△△番△ 原野(畑) △△㎡ 外7筆 合計△△㎡

登記年月日 令和元年6月3日 相続による登記です。

取得した権利は所有権

ここの土地については売買の希望があります。

届出年月日 令和元年9月18日です。

5 ページをお開き下さい。

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

番号1

申請人 別府市大字鶴見△△番地の△ ○○○○

職業 自営業

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字芳元△△番△ 畑(荒地) △△㎡ 外2筆 合計△△㎡

場所は九州横断道路沿いの○○○○の西側すぐです。

施設の概要は集合住宅用地として 木造2階建 1棟 △△㎡

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年8月27日

番号 2

申請人 別府市上田の湯町△△番△ ○○○○

職業 不動産業

区分 市街化区域

申請の土地 上田の湯町△△番△ 畑（雑種地）△△m<sup>2</sup>

場所は○○○○の北隣です。

施設の概要は駐車場用地として △△m<sup>2</sup>

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 8 月 30 日

番号 3

申請人 別府市野口中町△△番△△号 ○○○○

職業 自営

区分 市街化区域

申請の土地 野口中町△△番△ 田（宅地）△△m<sup>2</sup>

場所は○○○○の専用駐車場です。

施設の概要は建物及び駐車場用地として、鉄筋コンクリート鉄骨造 6 階建、アスフ

ァルト塗装 △△m<sup>2</sup>

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年 9 月 18 日

6 ページをお開き下さい。

(3) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届

番号 1

譲渡人 別府市富士見町△△番△号 ○○○○

職業 販売業

譲受人 別府市富士見町△△番△号 ○○○○

職業 製造業

区分 市街化区域

申請の土地 富士見町△△番△ 田（駐車場）△△m<sup>2</sup> 外1筆 合計△△m<sup>2</sup>

場所は、富士見町で、〇〇〇〇西側すぐです。

施設の概要 駐車場用地として、アスファルト舗装 △△m<sup>2</sup>

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年9月2日

番号2

貸付人 茨城県取手市井野△△番地△ 持分2分の1 〇〇〇〇

職業 会社員

借受人 別府市古市町△△番△号 持分2分の1 〇〇〇〇

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字内竈字上別府△△番△ 田（荒地）△△m<sup>2</sup> 外1筆 合計△△m<sup>2</sup>

場所は、亀川浜田町△△組△ 〇〇〇〇の西約60mほどの場所です。

施設の概要 駐車場用地として、現況のまま使用 △△m<sup>2</sup>

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年9月2日

番号3

贈与人 別府市大字鶴見△△番地の△ 〇〇〇〇

職業 無職

受贈人 別府市大字鶴見△△番地の△ 持分2分の1 〇〇〇〇 外1名

職業 会社員

区分 市街化区域

申請の土地 大字鶴見字五反△△番△ 畑（荒地）△△m<sup>2</sup> 外5筆 合計△△m<sup>2</sup>

場所は、荘園△△組△ ○○○○の南側すぐの所です。

施設の概要は、駐車場用地として、砂利敷き △△㎡

転用の時期 届出受理後

専決年月日 令和元年9月6日

番号4

贈与人 別府市大字平道△△番地の△ ○○○○

職業 無職

受贈人 別府市大字平道△△番地の△ ○○○○

職業 無職

区分 市街化区域

申請の土地 大字平道字八郎鼻△△番△ 田(宅地) △△㎡

場所は、小坂△△組 ○○○○の西約10mほどの場所です。

施設の概要 倉庫用地として、木造平屋建 △△㎡

転用の時期は、届出受理後

専決年月日 令和元年9月18日

(議長) 只今、事務局の説明が終わりました。届出事項でございますが、何かご質問等がございましたらお願いいたします。

(委員) 議長のほうからですけど、園田委員、4ページにあります、○○○○さんですかね、売買希望あり、とありますが何かその辺の情報はありますか。

(園田委員) ありません。

(議長) そうですか。まあ、そういう希望があるそうです。それでは、報告第1号について

は、報告事項ですのでご了承願います。

それでは、以上をもちまして、令和元年第10回総会を終了いたします。

午後 3 時 55 分 上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名押印をする。

議 長 \_\_\_\_\_ 職務代理者 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 1 番議員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 2 番議員 \_\_\_\_\_ 印